平成２９年（フ）第１３７号
宮崎県日向市東郷町山陰甲12番地138
債務者　金丸　美樹
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第３２２号
沖縄県那覇市三原２丁目１番30号　ゴールドシャトー４－Ａ
債務者　大城　優斗
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３３２号
沖縄県那覇市首里大名町３丁目20番地　大名市営住宅Ｄ－1202
債務者　糸嶺なつき
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第５８０号
兵庫県尼崎市浜３丁目10番34―103号
債務者　野田　好洋
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６３２号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目５番18号　アルバセレーナ武庫301号
債務者　本村　静佳
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２８号
福岡県久留米市山川町3118番地５、前住所東京都江戸川区北小岩６丁目14番６号　メゾン親和101
債務者　川添　　武
1　決定年月日時　平成29年11月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２２９号
福岡県久留米市上津町1767番地12　すまいるホーム上津・弐番館
債務者　丸山　弘太
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第２５９号
佐賀県鳥栖市宿町807番地２　ビレッジハウス鳥栖２号棟101、前住所佐賀県鳥栖市元町1359番地２　メモリー鳥栖605
債務者　寺﨑　博之
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第８１４号
神戸市東灘区住吉台８番３－407号
債務者　落合　桂子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４７号
神戸市垂水区狩口台２丁目24番405号
債務者　鎌田　マサ
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８４９号
神戸市垂水区神陵台１丁目１番19―766号
債務者　長友　久好
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８５２号
神戸市灘区中原通６丁目１番８号
債務者　根津　祥彰
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８６５号
神戸市垂水区東垂水３丁目４番23号
債務者　井寺　啓士
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６０号
佐賀市田代２丁目７番３号　グループホームかえで101号室
債務者　田島　満男
1　決定年月日時　平成29年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１７４２号
名古屋市北区上飯田南町２丁目16番地　ステラメゾン上飯田南Ａ棟202号、従前の住所名古屋市熱田区神宮４丁目９番14号　熱田荘307号
債務者　伊藤　千尋
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４００号
熊本県宇土市赤瀬町434番地１、前住所大分県別府市富士見町13番25号　エトワール　ソラシア204号
債務者　山本　圭祐
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係